

くらしの案内板

お知らせ 松山地方法務局からのお知らせ

商業・法人登記事務の 取扱庁の変更について

問 松山地方法務局登記部門 ☎089-932-0888
松山地方法務局宇和島支局 ☎0895-22-0770

松山地方法務局宇和島支局において取り扱っている次の事項の商業・法人登記事務は、平成23年3月22日(火)から松山地方法務局(本局)登記部門において取り扱うこととなります。なお、商業・法人登記に係る登記事項証明書、印鑑証明書の交付事務ならびに印鑑カードの交付・廃止事務、電子証明書の発行・使用廃止事務、)電子証明書識別符号(休止届出用暗証コード)の変更事務については、引き続き宇和島支局でも取り扱います。

- ①商業・法人登記申請
- ②閉鎖登記簿謄本の交付事務
- ③登記事項要約書の交付事務
- ④印鑑(改印)届に関する事務

不動産登記事務につきましては、取り扱いの変更はありません。

商業・法人登記の申請、登記事項証明書および印鑑証明書の請求は、オンライン申請や郵送申請によっても行うことができます。

手続き等の詳細につきましては、松山地方法務局の公式ホームページをご参照ください。

●公式ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/matsuyama/top.html>

募 集 臨床心理士によるこころの健康電話相談

相談してみませんか？ 家庭のこと 学校のこと 職場のこと

問 こころの電話相談 ☎089-957-6411

家庭について、職場について、
心と身体の不調について…

誰に話したらいいのか、どこに相談したらいいのか、心配事や悩み事がかかえている方、ひとりで悩んでいませんか？

臨床心理士が、下記の日程で電話相談を開催いたします。

匿名でかまいません。秘密は厳守いたします。

日 時 1月30日(日) 9時～17時

お知らせ 宇和島税務署からのお知らせ

インターネットを使って 申告書の作成に チャレンジしてみませんか

問 宇和島税務署 ☎0895-22-4511

まもなく所得税の確定申告の時期となります。確定申告書等の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して簡単に作成できます。

国税庁ホームページアドレス⇒<http://www.nta.go.jp>

また、当該コーナーで作成した申告書は、インターネットを利用して、直接電子申告(e-Tax)するかA4の普通紙に印刷し、郵送等で税務署へ提出することができます。

e-Taxをご利用いただくメリット

○国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータはe-Taxを利用して提出することができます(確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご利用ください)。

○最高5,000円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます(平成19年分から21年分の確定申告で本控除を適用された方は、控除できません)。

○添付書類の提出省略

所得税の確定申告をe-Taxを利用して提出する場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)。

○還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています(3週間程度に短縮)。

○24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

もっと詳しい情報は、e-Taxホームページをご覧ください。

●e-Tax ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>